

財務省告示第三百十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十六年六月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三十七

二 発行の根拠 回） 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

四 法の条項 融資金特別会計法（昭和二十

五 振替法の適 六年法律第一百一号）第十一条第十

六 用等 成十三年法律第七十五号。以下

七 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

八 用等 成十三年法律第七十五号。以下

九 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

十 用等 成十三年法律第七十五号。以下

十一 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

十二 用等 成十三年法律第七十五号。以下

十三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

十四 用等 成十三年法律第七十五号。以下

十五 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

十六 用等 成十三年法律第七十五号。以下

十七 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

十八 用等 成十三年法律第七十五号。以下

十九 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

二十 用等 成十三年法律第七十五号。以下

二十一 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

二十二 用等 成十三年法律第七十五号。以下

二十三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

二十四 用等 成十三年法律第七十五号。以下

二十五 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

二十六 用等 成十三年法律第七十五号。以下

二十七 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

二十八 用等 成十三年法律第七十五号。以下

二十九 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

三十 用等 成十三年法律第七十五号。以下

各申込みのうち応募価格の高い

五 募入決定の
 イ 方法 価格競争

非競争入札発行（以下「
 とするものによる発行（以下「
 て得られる価格をその発行価格
 の決定を受けた各申込みの応募
 の価格を募入額により加重平均し
 し、価格競争入札において募入
 て定められた利率をその利率とい
 てあつて、価格競争入札におい
 であつて、価格競争入札におい
 競争入札と同時に行われる入札
 競争入札発行（以下「価格競争
 う。）による発行（以下「価格競争
 札（以下「価格競争入札」とい
 価格を競争に付して行われる入
 機関は日本銀行とする。
 用を受けるものとし、その振替
 「振替法」という。）の規定の適
 成十三年法律第七十五号。以下
 社債等の振替に関する法律（平
 一 項）
 六年法律第一百一号）第十一条第十
 融資金特別会計法（昭和二十
 十四号）第四条第一項及び財政
 財政法（昭和二十二年法律第三
 回）

十二	十一			九			八			七			六																			
利	口		イ	振		額	最		口		イ	口		イ		口																
率	札	非	入	替	額	低	札	非	入	価	札	非	入	入	価	札	非	入														
	発行	競争	札	単	面	額	発行	競争	札	格	発行	競争	発行	札	格	発行	競争	発行														
	行	入	発行	位	金	金	行	入	行	競争	行	入	行	行	競争	行	入	行														
	率	入	競争	日	金	金	行	入	行	競争	行	入	行	行	競争	行	入	行														
年	十	十	額	平	す	の	の	振	五	六	百	万	一	六	て	づ	財	二	債	の	資	六	つ	定	う	額	割	各	当	も		
〇	一	額	面	成	の	記	載	替	万	百	八	円	兆	百	、	き	政	百	に	規	金	百	い	に	ち	面	り	申	て	の		
・	銭	金	額	十	〇	整	又	法	円	円	十	九	千	万	額	発	法	三	つ	定	特	億	は	基	、	金	当	込	。から	そ		
八	額	上	の	六	数	は	記	の	十	億	五	千	七	千	で	行	第	七	い	に	別	千	、	基	、	額	て	み	の	の		
パ	百	の	そ	年	倍	録	録	規	千	千	九	百	八	十	百	十	法	億	は	基	会	五	、	、	面	政	。	の	の	の	の	
ー	円	れ	れ	六	の	は	、	定	九	九	百	三	十	六	八	第	法	千	づ	計	十	、	金	行	第	一	、	募	額	を	順	
セ	に	ぞ	の	月	金	、	最	に	十	十	一	万	七	千	十	一	十	第	額	、	法	万	、	、	第	四	、	額	案	分	に	より
ン	つ	の	九	二	額	低	額	よ	一	一	十	一	千	二	五	十	一	十	面	、	計	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
ト	き	九	十	十	に	も	の	と	十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九	五	よ	の	と		十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九	日	る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十	五	十	一	十	、	法	十	、	第	一	第	一	、	を	に	より	割
	九	九	九		る	の			十	一	十	一	千	七	十																	

十三

の経過
払込み
利子

(一) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額)が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十四

初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第二期
の利子
以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属す

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
十 大 銀 金 二 子
六 臣 行 額 十 を
年 か 百 一 支
六 ら 円 年 払
月 通 につ 六 う
二 知 を き 月 °
十 受 百 十
五 け 円 日
日 受 け た 者